



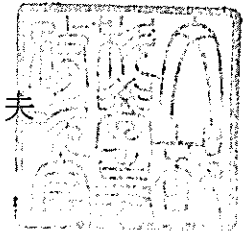
28文科初第1854号
平成29年3月31日

各都道府県知事
各都道府県教育委員会
各指定都市・中核市市長
各指定都市教育委員会
構造改革特別区域法第12条第1項
の認定を受けた地方公共団体の長
各国公立大学長
各国公立高等専門学校長
独立行政法人国立高等専門学校機構理事長
大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体の長
各公立大学法人の理事長
大学又は高等専門学校を設置する各学校法人の理事長
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役
放送大学学園理事長

殿

文部科学事務次官

戸谷 一 夫



(印影印刷)

義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律等の施行について（通知）

このたび、「義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律（平成29年法律第5号）」（以下「改正法」という。）が、本年3月31日に公布され、平成29年4月1日から施行されることとなりました。

今回の改正は、子供をめぐる教育課題が複雑化・困難化する中、学校の指導・運営体制を強化するとともに、地域住民との連携・協働を含めた学校運営の改善を図ることにより、学校の機能強化を一体的に推進することが重要であることから、公立義務教育諸学校の教職員定数の標準を改正するとともに、義務教育諸学校等の事務職員の職務内容を改めるほか、共同学校事務室の規定の整備、学校運営協議会の設置の努力義務化、地域学校協働活動の実施体制の整備等の措置を講ずるものです。

また、本法改正を踏まえ、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令等の一部を改正する政令（平成29年政令第128号）」（以下「改正令」という。）、「義務教育費国庫負担法第二条ただし書及び第三条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令施行規則の一部を改正する省令（平成29年文部科学省令第21号）」、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の6第1項ただし書に規定する二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合を定める省令（平成29年文部科学省令第23号）」及び「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等に基づく文部科学大臣の定めについての一部改正（平成29年3月31日）」（以下「大臣の定め」という。）がそれぞれ平成29年4月1日に施行されます。

改正法等の概要及び留意事項は下記のとおりですので、十分に御了知の上、事務処理上遺漏のないよう願います。

各都道府県知事及び都道府県教育委員会におかれては、域内の市区町村教育委員会、学校、学校法人に対して、国立大学法人学長におかれては附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては域内の株式会社立学校及びそれを設置する学校設置会社に対して、本改正の周知を図るとともに、適切な事務処理が図られるよう配慮願います。

なお、改正法等は、関係資料と併せて文部科学省のホームページに掲載しておりますので、御参照ください。

記

第一 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正（改正法第1条）、同法施行令の一部改正（改正令第1条）及び大臣の定めの一部改正

1 改正の概要

① 公立の小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程の教頭及び教諭等の数の標準の改正

ア 小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）又は中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。）の児童又は生徒の数に応じた算定基準を新設すること。（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和33年法律第116号。以下「義務標準法」という。）新第7条第1項第4号関係）

イ 障害に応じた特別の指導であって政令で定めるものが行われている児童又は生徒（特別支援学級の児童又は生徒を除く。）13人につき教員1人をそれぞれ算定する基準を新設すること。（義務標準法新第7条第1項第5号関係）

政令で定める特別の指導については、障害による学習上又は生活上の困難を克服するために障害に応じて行われる指導であって、平成5年文部省告示第7号（学校教育法施行規則第140条の規定による特別の教育課程について定める

件)で定めるところにより教育課程の一部として行う必要があると認められる者に対して行われるものとする。 (「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令(昭和33年政令第202号)」(以下「義務標準法施行令」という。))新第2条第1項関係及び大臣の定め記2)

ウ 日本語を理解し、使用する能力に応じた特別の指導であって政令で定めるものが行われている児童又は生徒18人につき教員1人をそれぞれ算定する基準を新設すること。(義務標準法新第7条第1項第6号関係)

政令で定める特別の指導については、日本語に通じないことによる学習上又は生活上の困難を克服するために日本語を理解し、使用する能力に応じて行われる指導であって、平成26年文部科学省告示第1号で定めるところにより教育課程の一部として行う必要があると認められる者に対して行われるものとする。

(義務標準法施行令新第2条第2項関係及び大臣の定め記3)

エ 初任者研修を受ける教諭等6人につき教員1人を算定する基準を新設すること。(義務標準法新第7条第1項第7号関係)

② 公立の特別支援学校の小学部及び中学部の教頭及び教諭等の数の標準の改正

ア 日本語を理解し、使用する能力に応じた特別の指導であって政令で定めるものが行われている児童及び生徒18人につき1人の教員を算定する基準を新設すること。(義務標準法新第11条第1項第5号)

政令で定める特別の指導は、日本語に通じないことによる学習上又は生活上の困難を克服するために日本語を理解し、使用する能力に応じて行われる指導であって、平成26年文部科学省告示第1号で定めるところにより教育課程の一部として行う必要があると認められる者に対して行われるものとする。(義務標準法施行令新第6条関係及び大臣の定め記5)

イ 初任者研修を受ける教諭等6人につき1人の教員を算定する基準を新設すること。(義務標準法新第11条第1項第6号関係)

③ 教職員定数の算定に関する特例の改正

ア 小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程の教頭及び教諭等について、障害に応じた特別の指導に関する特例加算の対象範囲を改め、当該指導を受ける児童又は生徒の障害の種類及び当該指導が行われる学校の所在する地域の地理的条件を勘案した特例加算を行うことができることとする。

(義務標準法新第15条第3号及び義務標準法施行令新第7条第3項第1号関係)

イ 小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程について、第四の(1)の共同学校事務室が置かれている場合に事務職員の特例加算を行うことができることとする。(義務標準法新第15条第5号及び義務標準法施行令新第7条第5項関係)

④ 教職員定数の標準に関する経過措置

都道府県小中学校等教職員定数及び指定都市小中学校等教職員定数又は都道府県特別支援学校教職員定数及び指定都市特別支援学校教職員定数の標準については、平成38年3月31日までの間は、公立の小学校、中学校及び義務教育学校並びに

中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の児童又は生徒の数及び教職員の総数の推移等を考慮し、この法律による改正後の教職員定数の標準に漸次近づけることを旨として、毎年度、政令で定めるものとする。こと。（改正法附則第2条関係）

平成29年度については、義務標準法新第7条第1項第5号から第7号まで並びに新第11条第1項第5号及び第6号において新設する算定基準を10年間で実現する方針の下に、これらの算定基準の10分の1に相当する基準により教頭及び教諭等の数を算定することとする。こととともに、教頭及び教諭等の特例加算について従前の事情を併せて適用することとする。こと。また、校長、養護教諭等、栄養教諭等及び事務職員については、改正後の義務標準法の規定により算定される教職員の数とする。こと。（改正令附則第2条関係）

2 留意事項

- ① 今回の改正により基礎定数が新設され、教員の安定的・計画的な採用・研修・配置が行いやすくなることを踏まえ、都道府県教育委員会及び指定都市教育委員会において、正規教員の採用や人事配置を一層適切に行うとともに、研修や人事配置の工夫等により教員の専門性の向上に努め、その域内において質の高い指導体制を確保すること。
- ② 今回の改正は、学校が直面する教育課題が複雑化・困難化していることに対応するため学校の機能強化を図るものであり、改正法令の趣旨に沿った適切な教職員配置に努めること。
- ③ 今回の改正により教頭及び教諭等の数の算定の基礎に加えられる1①イ及びウの指導の実施に当たっては、以下の点に留意すること。
 - ア 地域全体で必要な指導を実施することができるよう、複数の学校の兼務発令や行政区を越える兼務発令を活用するなど、専門性の高い人材による効果的かつ効率的な指導を行うための方策について検討を行うことが適当であること。
 - イ いわゆる「自校通級」、「他校通級」、「巡回指導」それぞれの指導形態の特徴、指導の教育的効果、児童生徒や保護者の負担等を総合的に勘案し、各学校や地域の実態を踏まえて効果的な指導形態を選択すること。なお、1①イ及びウの算定基準による教頭及び教諭等の数の算定は、児童生徒の在籍校の設置者に応じて都道府県又は指定都市ごとに行われるものであり、当該指導の担当教員の所属校と対象児童生徒の在籍校の設置者が異なる場合には、必要に応じて当該設置者間において適切な事務処理を行うこと。
 - ウ 特別の教育課程に基づく教育の必要性の有無について、それぞれ関係の告示や通知等を参照の上、専門的な知見を活用しつつ、客観的かつ円滑に適切な判断を行うこと。また、その際には、各学校及び市区町村教育委員会において、判断の基準となった資料等を適切に管理・保存するなど、適切な事務処理を行うこととし、必要に応じて都道府県教育委員会と連携すること。
 - エ 障害のある児童生徒については、特別支援学級又は通級による指導のいずれにおいて教育を行うべきかの判断について、関係の法令及び「障害のある児童生徒

等に対する早期からの一貫した支援について（通知）（平成25年10月4日付け文科初第756号）」等の通知、文部科学省作成の「教育支援資料」等を参考に、客観的かつ円滑に適切な判断を行うこと。

オ 通級による指導を受ける児童生徒については、近年の傾向から引き続きその増加が見込まれることから、専門性のある担当教員を確実に養成するため、研修の内容及び日数の充実や、新たに通級による指導を担当する教員が着任前にも必要な研修を受けられるようにするなど実施時期の見直し等について検討願いたいこと。

カ 日本語に通じない児童生徒については、特別の教育課程に基づく教育を行うべきかの判断について、「外国人児童生徒のためのJSL対話型アセスメントDLA（Dialogic Language Assessment for Japanese as a Second Language）」（平成26年1月文部科学省初等中等教育局国際教育課）等の日本語の能力の測定手法等を参考に、客観的かつ円滑に適切な判断を行うこと。

- ⑤ 初任者に対する研修の実施に当たっては、今回の改正により新設される基礎定数に基づく指導教員の配置を含め、効果的な研修の実施に必要な体制の構築に努めること。
- ⑥ 義務標準法に定められる児童生徒数を下回る数を基準として学級編制を行う場合において、基礎定数に基づく教員の配置によるほか、加配定数を活用した教員の配置により行うに当たっては、当該加配定数は義務標準法施行令新第7条第6項に規定する文部科学大臣が定める教育指導の改善に関する特別な研究が行われているものとして措置することとしていることから、都道府県教育委員会及び指定都市教育委員会においては、当該研究の実施に係る要項を定め、関係する学校を研究指定校とする必要があること。
- ⑦ 都道府県教育委員会及び市町村教育委員会においては、今回の改正の施行後においても、引き続き、障害や日本語に通じないことによる課題のある児童生徒に対する特別の指導をはじめとする指導が一層充実するよう、教職員配置を含む学校指導体制の充実を努めること。
- ⑧ 都道府県教育委員会及び指定都市教育委員会においては、教職員定数の加配等の教職員配置に関する取組の客観的な成果について、適切に把握し情報公開するなど説明責任を果たすことが求められること。

第二 義務教育費国庫負担法の一部改正（改正法第2条）、同法第二条ただし書及び第三条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令の一部改正（改正令第2条）並びに同政令施行規則の一部改正

1 改正の概要

- ① 学校生活への適応が困難であるため相当の期間学校を欠席していると認められる児童又は生徒に対して特別の指導を行うための教育課程及び夜間その他特別の時間

において主として学齢を経過した者に対して指導を行うための教育課程の実施を目的として、都道府県立の義務教育諸学校に配置される教職員の給与及び報酬等に要する経費を国庫負担の対象に加えるものとする。 (義務教育費国庫負担法新第2条第3号関係)

- ② この法律による改正後の義務教育費国庫負担法の規定は、平成29年度以降の年度の予算に係る国の負担について適用し、平成28年度以前の年度に係る経費につき平成29年度以降の年度に支出される国の負担については、なお従前の例によるものとする。 (改正法附則第3条関係)

2 留意事項

- ① 今回の改正は、不登校児童生徒の実態に配慮した特色ある教育課程を編成し教育を実施する学校 (以下「特例校」という。) 及び夜間その他特別の時間において授業を行う学校 (以下「夜間中学等」という。) における指導を希望する者が、都道府県内の様々な地域に居住していることなどから、都道府県単位でもこれらの者の受け入れ体制の整備が図られるよう、国庫負担の対象を追加したものである。都道府県教育委員会においては、今回の改正を踏まえ、これらの学校の市区町村による設置の促進に加え、都道府県による設置について積極的な検討が望まれること。
- ② 特例校及び夜間中学等における教育については、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律 (平成28年法律第105号。以下「教育機会確保法」という。) に定める基本理念、同法に基づく基本指針及び関係通知等を踏まえて実施すること。
- ③ 特例校を設置するためには、教育課程の編成に係る文部科学大臣の指定を受ける必要があること (学校教育法施行規則 (昭和22年文部省令第11号) 第56条及び「不登校児童生徒等又は療養等による長期欠席生徒等を対象とする特別の教育課程を編成して教育を実施する学校に関する指定要項」 (平成17年7月6日文部科学大臣決定 (最終改正平成28年5月25日) 参照)。なお、当該教育課程を分校、分教室において実施することも可能であること。
- ④ 夜間中学等については、各都道府県に少なくとも一か所は設置されるよう、都道府県教育委員会は、教育機会確保法の内容を踏まえつつ、夜間中学等を自ら設置することや、域内の市 (指定都市を含む。) 区町村教育委員会による設置に向けての協議を都道府県教育委員会が主導して実施することなど、必要な措置を講ずるよう努めること。

第三 学校教育法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正 (改正法第3条)

1 改正の概要

事務職員の職務について、事務をつかさどるものとする。 (学校教育法新第37条第14項関係、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第15項関係)

2 留意事項

今回の改正は、教育指導面や保護者対応等により学校組織マネジメントの中核となる校長、教頭等の負担が増加するなどの状況にあつて、学校におけるマネジメント機能を十分に発揮できるようにするため、学校組織における唯一の総務・財務等に通じる専門職である事務職員の職務を見直すことにより、管理職や他の教職員との適切な業務の連携・分担の下、その専門性を生かして学校の事務を一定の責任をもって自己の担任事項として処理することとし、より主体的・積極的に校務運営に参画することを目指すものである。

なお、今回の改正により、事務職員に過度に業務が集中することにならないよう、共同学校事務室の仕組みの活用等も含めて業務の効率化を進めるとともに、新たな職務を踏まえ、資質、能力と意欲のある事務職員の採用、研修等を通じた育成に一層努めること。

また、学校教育法第37条第14項は同法第28条、第49条、第49条の8、第62条、第70条第1項、第82条、第114条及び第123条において準用されており、幼稚園、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校の事務職員の職務についても、本改正の対象となっていること。

第四 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正（改正法第4条）、同法律施行令の一部改正（改正令第3条）並びに同法律第47条の6第1項ただし書に規定する二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合を定める省令

(1) 共同学校事務室

1 改正の概要

- ① 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校のうちその指定する二以上の学校に係る事務（学校教育法第37条第14項の規定により事務職員がつかさどる事務その他の事務であつて共同処理することが当該事務の効果的な処理に資するものとして政令で定めるものに限る。）を当該学校の事務職員が共同処理するための組織として、当該指定する二以上の学校のうちいずれかの学校に、共同学校事務室を置くことができることとする。 (地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教行法」という。）新第47条の5第1項関係)

また、「共同処理することが当該事務の効果的な処理に資するものとして政令で定めるもの」とは、教材、教具その他の備品の共同購入に関する事務、教職員の給

与及び旅費の支給に関する事務、その他共同学校事務室において共同処理することが効果的な処理に資するものとして教育委員会規則で定めるものであること。（地教行法施行令新第7条の2関係）

- ② 共同学校事務室に、室長及び所要の職員を置くこととし、室長は、共同学校事務室の室務をつかさどるものとする。こと。（地教行法新第47条の5第2項及び第3項関係）
- ③ 共同学校事務室の室長及び職員は、①による指定を受けた学校であって、当該共同学校事務室がその事務を共同処理する学校の事務職員をもって充てるものとする。こと。（地教行法新第47条の5第4項関係）
- ④ ②及び③のほか、共同学校事務室の室長及び職員に関し必要な事項として、地教行法施行令において、市町村の教育委員会が、県費負担教職員を共同学校事務室の室長又は室員に充てようとする場合には、その任命権者である都道府県教育委員会の同意を得なければならないこととしたこと。（地教行法施行令新第7条の3関係）

2 留意事項

- ① 学校事務の共同実施は、現在でも各教育委員会における自主的な運用として行われており、ミスや不正の防止、学校間の事務処理の標準化、事務職員の職務遂行能力の向上等の効果が見られるところであるが、実施に当たっての権限・責任関係が明確でない、共同実施を行う業務の範囲が曖昧であるといった課題がある。
この度の共同学校事務室（以下「事務室」という。）の制度化により、事務の共同処理の実施に係る責任・権限関係の明確化、共同学校事務室でのOJTの実施による事務職員の育成及び資質の向上など、事務処理のさらなる効果的な実施や事務体制の強化が期待されること。
- ② 事務室の設置に当たっては、事務室を置く学校及び事務の共同処理を行う学校名、共同処理を行う事務の具体的内容及び範囲等について、教育委員会規則で定めること。
- ③ 事務室の室長及び職員は、事務の共同処理を行う学校の事務職員をもって充てることとしており、学校の事務職員として任用されていることを前提としたものであること。具体の発令方法については、事務室を設置する教育委員会の規則等に基づいて行うこと。
- ④ 第47条の5第1項「事務職員がつかさどる事務その他の事務」とは、事務職員が処理することとされている事務のほか、例えば、事務の共同処理の対象となる学校の校長等に、地方自治法第180条の2の規定等により委任されている予算執行事務等の校務が含まれること。このため、校務以外の事務を事務室の事務とすることは想定されないこと。
- ⑤ 第47条の5第4項「室長に充てることが困難であるときその他特別の事情があるとき」とは、例えば、事務室を設置して事務の共同処理を行う学校の事務職員に経験の浅い職員しかおらず、適任者がいない場合などが考えられること。このような場合には、例えば、事務室が置かれる学校の校長が室長を兼ねることなどを想定していること。

- ⑥ 事務室の室長は、事務の共同処理を行う際に、各学校の意向を踏まえらるよう、各学校の校長等と連携を図ること。また、教育委員会も、事務室及び各学校の校長等との連携を図り、適宜必要な支援を行うこと。

(2) 学校運営協議会

1 改正の概要

- ① 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校ごとに、当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、学校運営協議会を置くように努めなければならないものとする。ただし、二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合として文部科学省令で定める場合には、二以上の学校について一の学校運営協議会を置くことができることとする。 (地教行法新第47条の6第1項関係)
- また、この「文部科学省令で定める場合」については、小中一貫教育・中高一貫教育を施す場合、その他複数の学校について学校運営協議会が一体として協議を行うことが当該学校の運営の改善に資するなど教育委員会が必要と認めた場合を規定していること。 (地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の6第1項ただし書に規定する二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合を定める省令関係)
- ② 学校運営協議会の委員に地域学校協働活動推進員 (第五の1の②) その他の対象学校 (当該学校運営協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。以下同じ。) の運営に資する活動を行う者を加えるものとする。 (地教行法新第47条の6第2項関係)
- ③ 対象学校の校長は、②の委員の任命に関する意見を教育委員会に申し出ることができることとする。 (地教行法新第47条の6第3項関係)
- ④ 学校運営協議会は、対象学校の教育課程の編成等についての基本的な方針に基づき対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者その他の関係者の理解を深めるとともに、対象学校とこれらの者との連携及び協力の推進に資するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めるものとする。 (地教行法新第47条の6第5項関係)
- ⑤ 学校運営協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関して教育委員会規則で定める事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べるができることとする。 (地教行法新第47条の6第7項関係)
- ⑥ 教育委員会は、学校運営協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合においては、当該学校運営協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じなければならないものとする。 (地教行法新第47条の6第9項関係)
- ⑦ 政府は、この法律の施行後5年を目途として、この法律による改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の6の規定の施行の状況、学校教育を取

り巻く状況の変化等を勘案し、学校運営協議会の活動の充実及び設置の促進を図る観点から、学校運営協議会の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。 (改正法附則第5条関係)

2 留意事項

① 学校運営協議会の設置の促進及びその活動の充実について

この法律の趣旨を踏まえ、その所管する学校について学校運営協議会を設置していない各教育委員会は、学校と保護者や地域住民等の信頼関係の深化等に一層積極的に取り組むなど、学校運営協議会を設置するために必要な環境整備を漸次推進する必要があること。

また、すでに学校運営協議会の設置について教育委員会規則を制定している教育委員会は、今回の改正による学校運営協議会の役割の見直し等を踏まえ、すみやかに当該規則を改めるなど、この法律の趣旨に沿った学校運営協議会の運営を確保し、その活動を一層充実したものとするための措置を講ずる必要があること。

② 地域学校協働活動推進員等の対象学校の運営に資する活動を行う者を委員に加えることについて

教育委員会は、学校運営協議会による対象学校の運営や当該運営への必要な支援に関する協議が実効的に行われ、当該協議の結果を踏まえた学校運営への支援活動が円滑に実施されるよう、学校運営協議会の委員として、従前の対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者及び当該学校の所在する地域の住民に加え、対象学校の運営に資する活動を行う者を任命する必要があること。

こうした者の具体的な例としては、今回の社会教育法の改正によって位置付けられる地域学校協働活動推進員をはじめ、学校と保護者や地域住民等の間をつなぐコーディネーターとしての役割を担っている者、学校運営への支援活動を行っている地域の自治会やPTA等の団体の取りまとめを行う立場にある者、学校運営を支援するボランティア活動を経験した者等が想定されること。

③ 委員の任命に関する対象学校の校長による意見の申出について

教育委員会は、対象学校の校長が、自校の運営状況やその課題を踏まえ、どのような人物が学校運営協議会の委員にふさわしいかについて意思表示をすることができるよう、学校運営協議会の委員の任命に当たり当該校長が意見を申し出る機会を確保するため、その手続を教育委員会規則に定めるなど適切な配慮を行う必要があること。

④ 学校運営協議会がその協議の結果に関する情報を提供しよう努めることについて

学校運営協議会がその協議の結果に関する情報提供を行うに当たり、具体的には、学校だよりや学校運営協議会だよりといった形で配布すること、インターネットを通じて情報を発信すること、PTA集会等の会合の場を利用して周知することなどが想定されるほか、今回、学校運営協議会の委員として追加されることとなっ

た地域学校協働活動推進員等の学校運営に資する活動を行う者により情報提供がなされることも期待されること。

このため、教育委員会は、学校運営協議会がこうした情報提供を円滑に行うことができるよう適切な配慮を行う必要があること。

⑤ 職員の任用に関する意見の対象となる事項について

学校運営協議会による対象学校の職員の任用に関する意見は、対象学校の運営に関する基本的な方針を踏まえて実現しようとする教育目標、内容等に適った教職員の配置を求める観点から引き続き重要な役割を有するものであること。

一方、当該意見が、学校運営の混乱につながるとの指摘があることも踏まえ、今回の改正においては、その対象となる事項を教育委員会の判断に委ねることとしたものであり、教育委員会は、地域の実情等を踏まえ、当該意見が学校運営の改善に資する内容となるよう、学校運営協議会が意見を述べる事項について、教育委員会規則において適切に規定すること。

⑥ 学校運営協議会の適正な運営を確保するための必要な措置について

教育委員会は、学校運営協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に支障が生じ又は生ずるおそれがある場合には、学校運営協議会に対する指導・助言や委員の交代を行うなど、学校運営協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講ずること。

⑦ 学校運営協議会の在り方の検討について

学校運営協議会については、その設置を努力義務としたことを踏まえた各自治体における取組の状況や、学校運営への必要な支援に関しても協議することとしたことによる効果の状況、また、今後の学校教育を取り巻く環境の変化を踏まえ、本法施行後5年を目途として、その在り方について検討を加えることとしていること。その際、学校運営協議会の活動の充実や設置の促進を図る観点から、その検討を行うことが想定されること。

⑧ 学校内における地域との連携・協働の推進のための環境整備について

学校が地域と連携・協働するに当たっては、地域との連絡・調整、校内の教職員の支援ニーズの把握・調整等の役割を担う者を置くことが効果的であり、教育委員会は、学校内において地域との連携・協働の中核となる教職員を校務分掌に位置付けるなど、必要な環境整備を行うことが望ましいこと。

また、学校運営協議会は、対象学校の運営を改善するために教育委員会によって設置されるものであり、その責任の下で適切に運営される必要があることから、教育委員会は、学校運営協議会の設置及び運営に当たっては、対象学校においてその教職員の過度な事務等の負担が生ずることのないよう、適切な配慮を行う必要があること。

第五 社会教育法の一部改正（改正法第5条）

1 改正の概要

① 教育委員会が講ずべき地域学校協働活動に係る措置

都道府県及び市町村の教育委員会は、地域住民その他の関係者が学校と協働して行う地域学校協働活動の機会を提供する事業を実施するに当たっては、地域住民等の積極的な参加を得て当該地域学校協働活動が学校との適切な連携の下に円滑かつ効果的に実施されるよう、地域住民等と学校との連携協力体制の整備、地域学校協働活動に関する普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。 (社会教育法新第5条第2項及び第6条第2項関係)

② 地域学校協働活動推進員

教育委員会は、地域学校協働活動の円滑かつ効果的な実施を図るため、社会的信望があり、かつ、地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者のうちから、地域学校協働活動推進員を委嘱することができることとし、地域学校協働活動推進員は、教育委員会の施策に協力して、地域住民等と学校との間の情報の共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言その他の援助を行うものとする。 (社会教育法新第9条の7関係)

2 留意事項

① 地域学校協働活動について

地域学校協働活動は、社会教育法第5条第1項第13号から第15号までに規定する活動であって、地域と学校がパートナーとして共に子供たちを育てるために行うものであること。すなわち、地域住民等が学校と協働し、①主として学齢児童及び学齢生徒を対象とする、学校の授業の終了後又は休業日における学習等の活動、②青少年を対象とするボランティア活動など社会奉仕体験活動や自然体験活動等の活動、③社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して行う教育活動等（地域住民等が学校の授業や部活動等を含めた多様な学校の教育活動へ参加することなど）の活動であること。

地域住民等が学校の授業や部活動等を含めた多様な学校の教育活動に参加するなど、教育課程の内外に関わらず、地域と学校の連携協働が促されることにより、社会総がかりでの教育を実現し、地域の活性化が図られることが期待されていること。

なお、教育委員会が、地域学校協働活動の機会を提供する事業を実施するに当たっては、地域及び学校の状況等を踏まえて、その責任において実施するものであること。

② 地域住民と学校との連携協力体制の整備、地域学校協働活動に関する普及啓発その他の必要な措置について

教育委員会が、地域学校協働活動の機会を提供するに当たっては、各地域及び学校の状況等を踏まえて、各教育委員会の判断により、必要な措置を講ずることとするものであること。なお、「連携協力体制の整備」に係る具体的な措置としては、地域学校協働活動推進員の確保や学校と地域が連携協働するための組織的な体制（地域学校協働本部等）の整備が考えられること。また、「普及啓発」に係る具体的な措置としては、イベント等の開催、手引書や優良事例集の作成・配布等が考えられること。なお、「その他の必要な措置」については、地域学校協働活動に関す

る目標・計画の策定・評価等、地域の状況等に応じた様々な措置が考えられること。

③ 地域学校協働活動推進員について

教育委員会が、地域学校協働活動推進員を委嘱するに当たっては、地域学校協働活動の円滑かつ効果的な実施のため、地域住民等と学校との情報の共有や地域住民等に対する助言等を適切に行うことができる者について、当該教育委員会の判断において選任するものであること。なお、委嘱に当たっては、当該地域学校協働活動推進員が順守すべき条件等をあらかじめ明確にしておくことが望ましいこと。

④ 学校運営協議会と地域学校協働活動との関係について

今回の改正により、学校運営協議会は、「学校の運営への必要な支援」に関しても協議する機関とされるとともに、その委員として、「地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者」についても、教育委員会が任命することとされている。これにより、学校運営協議会において、学校の運営への必要な支援について、地域学校協働活動推進員も参画して協議を行い、これを地域学校協働活動に反映させることで、教育活動の充実や教職員の負担軽減等、学校運営の改善を図るものであること。

⑤ 地域学校協働活動と学校の教職員との関係について

地域学校協働活動の機会を提供する事業は、教育委員会の責任において行うものであり、教育委員会は、学校における教職員の過度な事務等の負担が生ずることのないよう、特に留意すること。

第六 施行期日について

- 改正法、改正令、義務教育費国庫負担法第二条ただし書及び第三条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令施行規則の一部を改正する省令、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の6第1項ただし書に規定する二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合を定める省令並びに大臣の定めは、平成29年4月1日から施行するものとする。

[参考] 関係資料（文部科学省ホームページ）

http://www.mext.go.jp/b_menu/houan/kakutei/detail/1383845.htm

（トップ > 政策・審議会 > 国会提出法律 > 第193回国会における文部科学省成立法律（平成29年1月20日～） > 義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律を参照）

【本件連絡先】

(全体及び標準法、義務教育費国庫負担法関係)

文部科学省初等中等教育局

財務課

電話 03-5253-4111 (代表)

内線 2072、3746

(学校教育法及び地教行法 (共同学校事務室) 関係)

文部科学省初等中等教育局

初等中等教育企画課

電話 03-5253-4111 (代表)

内線 4675

(地教行法 (学校運営協議会) 関係)

文部科学省初等中等教育局

参事官付

電話 03-5253-4111 (代表)

内線 3705、3707

(社会教育法関係)

文部科学省生涯学習政策局

社会教育課

電話 03-5253-4111 (代表)

内線 2973、2977